

# お知らせ

## 初診時・再診時の選定療養費について 診療報酬の改定により定額負担金額が変わります

(令和4年(2022年)10月1日～)

健康保険法により、「医療機関の機能分化」の推進を図るため、他の医療機関等の紹介状なしに一般病床200床以上の地域医療支援病院を受診する場合には、原則として、初診時又は再診時に定額負担を患者さんにご負担いただいております。(選定療養費の義務化)

令和4年の診療報酬の改定により、以下のとおりの料金へ変更させていただきますのでお知らせいたします。なお、時間外・深夜に受診される場合も同様です。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

内 容	料 金 (税 込)
<b>【初診時選定療養費】</b> 紹介状を持たずに当院を初診で受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用	7,700 円 (歯科は 5,500 円)
<b>【再診時選定療養費】</b> 当院が他の医療機関に対して文書により紹介を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用	3,300 円 (歯科は 2,090 円)

以下に該当する場合等は徴収対象外となります。

- ・他の医療機関からの紹介状を持参された場合
- ・生活保護や特定の疾患等により各種公費負担の対象になっている場合
- ・外来受診後、そのまま入院となった場合
- ・救急車により搬送された場合
- ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診する場合(初診時選定療養費のみに限る)
- ・特定健診、がん検診などの結果により精密検査の指示があった場合 など

患者さんの希望で通院中ではない診療科を初診で受診する場合、今回の改定により初診時選定療養費を徴収させていただきますので、ご理解下さい。